

高知市公文書管理委員会規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市規則第20号

高知市公文書管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市公文書等の管理に関する条例(令和5年条例第19号)第37条第9項の規定に基づき、高知市公文書管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の任期満了後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務部文書法制課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。